

## 平成29年第5回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成29年5月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 平成29年5月10日(水) 午後2時35分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した委員

出席 31名

1番 高谷 均 (農政担当)	2番 茅原 次夫	3番 野瀬 秀子
4番 犬飼 和子	5番 渡邊 悟	6番 黒瀬 昭夫
7番 高杉 通夫	8番 金澤 久志	9番 佐野 年昭
11番 角田 尚樹	12番 林 斉	14番 平田 榮一
15番 高田 稔	16番 阿部 英志	17番 亀山 節明
18番 山上 勲	19番 小原 弘	20番 浅野 信之
21番 植田 忠晴	22番 文屋 洋一	23番 杉岡 哲彦
24番 梶谷 範雄	25番 渡邊 康夫	26番 林 眞理
27番 小野 成章	28番 定井 正雄	
29番 秋山 陽太郎 (農地担当)	31番 鎌田 布之 (会長代理)	32番 宮崎 昭雄
33番 小橋 武史	34番 川田 嘉 (会長)	

欠席 2名

10番 中山 和久	30番 江口 實
-----------	----------

5 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前田 英子 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝

6 議事録署名委員

9番委員 11番委員

7 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 21 号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 22 号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 23 号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 24 号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第 25 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第 13 号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第 14 号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

第4 その他

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

総社市都市計画審議会委員の選考について

8 付議事件及びその結果

原案どおり可決

9 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後1時30分

(事務局長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さんご苦労様です。

大型連休が終わりまして、これから農作業を本格的に進める時期になりまして、委員の皆様も農作業がお忙しい時期になろうかと思えます。

それでは、ただ今より平成29年第5回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者は31名、欠席者は2名であります。10番委員と30番委員であります。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきます。ご協力方よろしく願います。

なお、発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言をお願いします。また、携帯電話等マナーモードにさせていただきますようお願いします。

### 【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第33条の規定により、9番委員、11番委員を指名いたします。

### 【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、会議規則第5条の規定により本日1日限りといたします。

### **【日程第3 付議事件】**

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当委員よろしく願いいたします。

### **【議案第21号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当)

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第21号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局主査)

**【議案第21号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

### **【受付番号1番】**

(農地担当)

それでは、2ページの1番、中原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(25番委員)

この件につきましては、受け人が耕作している隣の田であります。

問題ないと思います。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、1番は許可されました。

#### 【受付番号2番】

(農地担当)

続きまして、2番、長良の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(24番委員)

渡し人は、現在の住所へ30年以上前に引越しをされたそうであります。

長良には屋敷跡がある状態であります。

30年以上受け人が耕作をされております。すぐ隣に受け人の田があり、農機具等も備えており、今までどおりの状態で、借りていた者が購入ということで、地元としては何ら問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

2番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、2番は許可されました。

#### 【受付番号3,4番】

(農地担当)

続きまして、4番、北溝手の件であります。4ページの3番が関連案件でありまして、受け人

と渡し人が同一人物でありますので、一括して審議したいと思います。

この件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

この案件なんですけど、受け人と渡し人につきましては32番委員の担当でありますけど、土地が私の担当でありますので報告をさせていただきます。

北溝手の●●番地は●●●の北側で●●●●●の北側に位置しています。この水田が一番低い土地なんですけどよく乾いています。この水田には出入口がありません。西側に細長い畑がありますが、これは●●さん所有の土地でありまして、この土地にはトラクターなどの機械が一切入らない状態です。北側の●●さん所有の土地を経由しないとこの水田に入れない状況であります。●●さんは高齢なんですけど農業に熱意を持たれておりまして、渡し人の土地よりも30センチほど高い水田を持っていますが湿地であります。湿地のために東側にコンクリートの排水溝を設置して解消をしようと思っていたんですけど、現在も解消できていません。よって、この土地を同レベルまで地上げをして水はけを良くして水田を継続する予定と聞いております。この水田は、池の水を利用して取水をしていますが、●●さんは高梁川用土地改良区にも加入しており、南側の用水からの取水も可能になっております。受け人にはこのような事情があるために所有権移転の申請もされておりますが、

所有農地が3反ほどしかありませんので、次ページの使用貸借権の設定をさせていただいております。農機具等の確認もしておりますし、地元としては問題ありません。

引き続き、4ページの3番を見ていただければと思います。

この土地は、●●●●●の北側になります。受け人の農地が3反ないために使用貸借権を同一人からしたものであります。

地元としては何の問題もありませんので、よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

2ページ4番、4ページ3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、許可されました。

【受付番号5番】

(農地担当)

それでは、5番、黒尾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(32番委員)

砂川公園へ行く道筋です。

その土地は、砂川公園の道ができるときに埋め立てをして畑になっています。

受け人は野菜を作る予定であるというお話でした。

以上であります。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

5番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、5番は許可されました。

#### 【受付番号6番】

(農地担当)

続きまして、6番、上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員)

この土地は、●●●から北側に入り山林の近くであります。

集落の一番端になります。この土地の西側が竹やぶと畑、北と東に道路がカーブして通っています。南側が受け人の両親の住宅になっています。道路を隔てて竹やぶがあるんですが、畑については一段下がっています。受け人がすぐ隣の畑を耕作されています。周辺への営農状況への影響は考えられないので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、6番は許可されました。

#### 【受付番号83番】

(農地担当)

続きまして、83番、久代の件であります。先月総会で保留にした案件であります。

申請人の管理する農地で下原の農地が管理されていないということでありましたので、保留として調査等を行っております。総会から現在まで動きについて、事務局から報告をお願いいたします。

(主査)

先月保留になった案件なんです。受け人へ連絡をしまして、下原の農地を適正に管理してほしいという連絡をしました。申請人から下原の農地を適正に管理する旨の誓約書を提出していただき現地も途中ではあるんですが、土をならしていることを確認しました。申請人として、農地として管理していく意思があると見受けられますので議案として提出しております。

(農地担当)

事務局から説明があった状況であります。これを受けまして報告のあった下原について、34番委員からありましたらお願いいたします。

(34番委員)

事務局から説明がありましたように誓約書に基づきまして、農地として管理するというので、私も現地を毎日確認しております。前回の総会以降、重機を持ってきて整地を行っている状況でありやる気があるなと思っております。まだ、完成はしていませんが誓約どおり行ってくれるものと信じております。

以上であります。

(農地担当)

そのような現状であります。今回の案件であります。久代地区の20番委員から意見等ありましたらお願いいたします。

(20番委員)

下原の件をいっようにしていただければ良いのかなと思います。

久代の崩れている所を必ず直してもらわないといけない状態なので、そのことを事務局で確認していただくようお願いをしたいと思います。

(農地担当)

久代の2筆のうち1筆が崩れているということで、申請人が許可後に直すという話がありました。



そのことを確約するというところでよろしいでしょうか。

(20番委員)

はい。

(農地担当)

下原の農地につきましても途中ではありますが確認をしております。地元である34番委員からもやる気があると見受けられるとのことでありました。誓約書も提出されておりますので、それらを踏まえてこの件を許可したらと考えておりますがいかがでしょうか。

意見等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

83番につきまして許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、83番は許可されました。

20番委員から発言のありました崩れていることについて、説明するようにお願いいたします。

以上で議案第21号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第22号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第22号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

なお、地元委員の説明時に隣地に関する発言もお願いをいたします。

それでは、事務局よりお願いをいたします。

(主査)

**【議案第22号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

**【受付番号1番】**

(農地担当)

それでは、6ページ1番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

5月8日の午後1時から6番委員、7番委員、8番委員、農地担当の29番委員、事務局1名と私とで現地調査をいたしました。

宿の件であります桃畑に囲まれた一画でありまして、その下に道路があります。その道路を進入路として使用している状態でありました。

以上であります。

(農地担当)

1番委員が当事者になりますので、議事参与の制限により退出をお願いいたします。

~~~~ 1番委員 退出 ~~~~

(農地担当)

地元委員の代理ということで、27番委員からの説明をお願いいたします。

(27番委員)

宿●●●番●●●の農地、地目は畑であります。そこに所有者が墓地を建てたいという申請であります。位置等は添付されている資料をご確認していただければと思います。申請地は旧山手の東側になります。山の麓には公営の墓地と民営の墓地があります。さらに上の斜面には申請者所有の桃園があります。申請地は桃園の頂上にあります。集落から離れた場所にあります。面積は19平米であります。周辺の状況であります東は道路、西は畑、南は山林、北は畑、隣接する農地はすべて申請者の畑であります。用水はありません。排水については一番高い所にあるので、雨水は従来同様に畑に流れる状態であります。日照、通風、土砂の流出についても問題はありません。

以上であります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しないことから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

1番を許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、1番は許可されました。

それでは、1番委員の入室をお願いいたします。

~~~~ 1番委員 入出 ~~~~

【受付番号2番, 3番】

(農地担当)

続きまして、2番、黒尾の案件ですが8ページの3番と関連がありますので、同時に審議したいと思えます。

それでは、6ページ2番、8ページ3番の案件につきまして、現地調査の報告をお願いします。

(5番委員)

この件は道路拡幅ということであります。この土地は全て申請人の土地であります。たまにしか使われていないと思われる水路がありました。この水路を埋め立ててという話を聞いています。状況としましては東側が申請者の田んぼ、西側に道路があります。南側も水路を挟んで道路であります。北側も田になっております。

特に問題はないと思えます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(34番委員)

説明のありました水路は使用しているんですが、たまにしか使っていません。水の流れる量が少ないので、草が生えている状態であります。そこへコンクリートをして蓋をするということで、完成後は市へ寄付をするということであります。西の角へ家を建てる申請がされております。周りの状況ですが、東が水田、西が道路、南が道路、北が水田であります。用水は北面から入れるようになっています。排水は南からするようになっています。日照、通風も問題ありません。土砂の流出

も問題ありません。総合判断としましては、周辺の方へも了解を得ており問題ないと思います。  
よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願ひいたします。

(主査)

議案第22号の2番と議案第23号の3番の農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しないことから、第2種農地と判断をしております。  
以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、2件とも農業会議への諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

6ページ2番、8ページ3番を許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で、議案第22号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第23号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。  
第4条と同様に隣地に関する詳細な意見をお願いします。

事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号1番】

(農地担当)

それでは、8ページの1番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

ここは住宅が建っている最後の一面であります。西、東に家が建っていきまして南が東の家の進入路になっていました。北側は畑であり管理は出来ていたので問題はないと思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(18番委員)

東側、西側は宅地、北側は畑になっています。用水はすぐ近くにあります。排水もその用水へ流す予定であります。日照、通風、土砂の流出も影響ないものと思われま

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが市街化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

元々1筆であった水田を3筆に分けた農地の最後の部分であります。

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号92番】

(農地担当)

続きまして、92番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

ここは田んぼの中ということで、東に水路、西に田、南が道路、北が田であります。水路の隣に駐車場ということでした。

問題はないと思います。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

添付の図面を見ていただければ分かり易いと思います。

東が幅50センチ程度の水路を挟んで田があります。西側は用地の残りの田があります。南が市道、西と北側が田が残るということです。

用水については、東側の用水路の一部に蓋をして出入口にする予定ですが、用水路には影響がないものと思われます。排水については東側の排水路へ排水予定であります。日照、通風については建物により日陰が多少できますが特に影響はありません。土砂の流出等はブロックの土留めで土砂の流出を防ぎます。総合判断としましては、以前の公会堂があった場所を駐車場にする予定であります。その西側に建てることとなります。渡し人も同じ町内会の人であります。●●番●の田への進入路のことを心配したんですが、新たな公会堂の西側に進入路を設ける予定ですので、特に問題は認められません。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ではありますが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地と判断しております。例外許可規定として周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置される公会堂に該当します。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

92番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、92番は許可されました。

#### 【受付番号2番】

(農地担当)

続きまして、9ページの2番、山田の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

ここは東側が田、西が水路、水路の隣が道路になっています。南側も水路の隣が道路になっております。北側は田であります。転用することにあたり影響はないものと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

申請地につきましては、3月下旬に渡し人から駐車場にしたいということで話がありました。この田は●●●●が利用権設定をして、豆を毎年作っていましたが駐車場にしたいということでその契約について解約をしました。その後、今回の申請になったものであります。

添付の地図を見ていただければと思います。

今回の申請地の西隣に家があります。この家は約220年前に●●として建てられたものです。渡し人のお父さんが●●をされておりまして。最近まで渡し人の母親が一人で暮らしておりましたが、数年前に亡くなられて空き家になっていました。渡し人も●●へ住んでいることから、山田の土地などを処分したいということで行政書士へ相談をしていました。

そのようなことから、今回の受け人が古民家として使用したいということで話がまとまりました。

が、駐車場がないということで今回の申請に至ったものであります。

周辺の状況につきましては、東が田、西が水路を挟んで道、南も水路を挟んで道、北は一段高くなった田であります。用水についても支障ないと思います。排水については現況と同じ高さなんです。駐車場にするために30センチ程度の盛り土をする予定になっています。雨水が流れ込まないように東の境に排水溝を設置する計画であります。日照、通風については問題ないと思います。土砂の流出も問題ないと思います。北、東の田については承諾を得ていますので、地元としては問題ないと思います。

よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願ひいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない第2種農地と判断をしております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

2番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、2番は許可されました。

#### 【受付番号90番】

(農地担当)

続きまして、90番、清音柿木の件につきまして現地調査の報告をお願ひいたします。



(5番委員)

申請地の周りは住宅が建っています。状況といたしましては、東が田、西が道路と畑、北が畑ということであります。周辺は住宅が建っていることから、周辺への影響はないものと思われまます。該当地の管理はされておりました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(19番委員)

現地調査の説明にもありましたように、北西の一面に地上をして住宅を建てたいということあります。自分の田であります。東も空く、南も空く、用水関係については問題ありません。北側には昔の雨水の水路があったそうですが、現在は埋めています。現在は下水処理が完備されておりますので問題はございません。近所の方にもお話をされているということで問題ないと考えます。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ではありますが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしています。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

90番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、90番は許可されました。

以上で、議案第23号の審議はすべて終了いたしました。

#### 【議案第24号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当)

次に、議案第24号、総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第24号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

#### 【受付番号1番】

(農地担当)

11ページにありますように宿の用途廃止がなされております。

地元委員さんへ現場確認をお願いいたしておりますので報告をお願いいたします。

(1番委員)

後ろの地図を見ていただければと思います。

今回の申請地は、私が小さい頃に●●●番になりますが公会堂がありました。公会堂へ行くためにこの道を使っていましたが、約20年ほど前に公会堂を取り壊しました。これ以降この道を使う者がなくなりまして、現在は草が生い茂っている状態であります。この申請地の周辺には、申請人の山林や畑が大半であります。ただ、●●●番●の原野の土地があります。この土地は今回の申請人が譲り受けるという話になっております。申請地の東端に墓地がありますが、この墓地につきましては墓地の東側からの道があります。その道路を使っています。従いまして、この申請地は現在使用されていません。申請地を払い下げたとしても何ら問題ないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

地元委員から説明がありましたが、この件につきましてご意見等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、農業委員会として用途廃止を行っても周辺の営農上問題ないということで回答してもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

問題なしということで回答させていただきます。

以上で、議案第24号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について】**

(農地担当)

次に、議案第25号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について朗読】**

### **【受付番号1番】**

(農地担当)

それでは、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてであります。1番、井尻野の件につきまして地元委員から説明をお願いいたします。地元委員が私になりますので報告します。

(29番委員)

今回の納税猶予の申請であります。井尻野の2筆は市街化であります。申請人の隣の畑と自宅から100メートル程度の所に水田があります。共に管理をされておりました。今後の耕作管理にも問題ないと思いますので、地元としては問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、井尻野の件につきまして適格者として証明することとしてよろしいか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

1番は証明することといたします。

【受付番号 2 番】

(農地担当)

次に、2番の総社、井手、三須の件についてであります。地元委員であります10番委員が欠席をされております。その内容に付きまして10番委員から事務局へ電話連絡があったので、事務局から報告をさせます。

事務局からお願いいたします。

(主査)

10番委員から本人ともお会いして農業をちゃんとされているということで問題なしという連絡をいただいております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、2番の件につきまして適格者として証明することとしてよろしいか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

2番は証明することといたします。

以上で、議案第25号の審議はすべて終了いたしました。

【報告第13号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に報告事項に入ります。

報告第13号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第13号 報告書を元に朗読】

## 【報告第14号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第14号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第14号 報告書を元に朗読】

## 【報告事項】

(農地担当)

26ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が7件、第4条関係が2件、第5条関係が5件でありました。また、総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について2件をそれぞれ承認いたしました。

以上で、日程第3の付議事件の審議はすべて終了しました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

その他で検討してもらった案件がございますので、しばらく休憩といたします。

## 【日程第4 その他】

(会長)

日程第4、その他に入らせていただきます。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について報告をいたします。

【平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について報告】

【平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について報告】

(会長)

次に、総社市都市計画審議会委員の選考についてであります。平成29年4月24日付けで、総社市長片岡聡一から、総社市都市計画審議会委員の任期満了に伴い、委員1名の推薦依頼がありました。

なお、現在、総社市農業委員会から推薦している委員は、本日、総会に欠席いたしております10番委員であります。

任期につきましては、平成29年6月1日から2年間ですが、私どもの農業委員の任期が平成29年7月19日まであります。

このことから、今回の推薦は平成29年7月19日までの推薦を行いたいと思っております。

また、平成29年7月19日までの短い期間ではあることから、引き続き、経験者である10番委員を推薦したいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

短い期間ではありますが、総社市農業委員会として、平成29年7月19日まで、10番委員を総社市都市計画審議会委員として推薦することとしてよろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ありがとうございました。

その他で委員の皆様から何かありませんか。

(19番委員)

【活動の点検・評価及び活動計画の様式の番号について質問】

(次長)

【活動の点検・評価及び活動計画の様式の番号について説明】

(1番委員)

【活動の点検・評価及び活動計画の数値について質問】

(次長)

【活動の点検・評価及び活動計画の数値について説明】

(次長)

【現地調査日時等について報告】

**【総会日時等について報告】**

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

本日は、ご苦勞様でした。

これから田植えも本格的に始まると思います。

お体には気をつけながら、農作業に励んでいただければと思います。

本日は、どうもご苦勞様でした。

**閉会 午後2時35分**